

福岡県医発第 2370 号 (地)

平成 21 年 2 月 17 日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

地方公務員の災害補償に係る指定医療機関について

地方公務員の災害補償に係る療養単価等につきましては、他の都道府県において労災に準じた水準となっており、県民理解の観点から、本県においても同様の取扱いとするよう地方公務員災害補償基金福岡県支部より要望がありました。

そこで、平成 20 年 11 月 10 日開催の第 2 回労災・自賠医療等委員会並びに 11 月 13 日開催の第 25 回全理事会にて協議の結果、本県においても本年 4 月 1 日より地方公務員の災害補償に係る療養単価等を労災に準じた水準とすることとし、12 月 1 日付けで別紙のとおり地方公務員災害補償基金と契約を交わしましたので、ご報告申し上げます。

地方公務員災害補償法施行規則第 26 条において、「療養補償たる療養は、基金の指定する病院若しくは診療所若しくは薬局（以下「指定医療機関」という。）・・・において行う。」と定められておりますが、被災職員及び被災職員が受診した医療機関の手続きの簡素化を図るため、福岡県医師会に所属する医療機関が指定医療機関となりますので、貴会におかれましてもご丁知いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、契約内容の概要は下記のとおりですが、詳細につきましては、3 月 3 日開催の各医師会労災・自賠医療担当理事者会にて説明をさせていただく予定にいたしております。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

1. 指定医療機関について

福岡県医師会に所属する医療機関。

2. 診療について

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第1項に規定する職員で、福岡県及び福岡県内の地方公共団体に勤務する者の公務上の災害又は通勤による災害に対する診療。

3. 指定医療機関が引き受ける診療の範囲について

①診療

②薬剤又は治療材料の支給

③処置、手術その他の治療

④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

4. 診療費の額について

労災診療費算定基準に準じて算定した額。

5. 請求方法について

診療を受けようとする職員が、原則として、地方公務員災害補償基金が定める療養の給付請求書を指定医療機関に提示する。

指定医療機関は、各月分の診療費の請求書（健康保険の例にならい、診療費の請求明細書を添付する）をその翌月の10日までに地方公務員災害補償基金福岡県支部長へ送付する。

6. 支給について

地方公務員災害補償基金は、提出された請求書内容を審査の上、受理日の属する月の翌月の15日までに支給する。

7. 関係書類の保存について

指定医療機関は、診療に関する書類でこの契約に基づき作成したものを、その完成の日から5年間保存する。

契 約 書

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員で、福岡県及び福岡県内の地方公共団体(北九州市及び福岡市を除く。)に勤務する者(以下「職員」という。)の公務上の災害又は通勤による災害に対する診療に関し、福岡県医師会長(以下「甲」という。)と地方公務員災害補償基金福岡県支部長(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約する。

第1条 乙は、福岡県医師会に所属する医療機関を地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)第26条に規定する指定医療機関とする。

2 指定医療機関は、この契約の定めるところにより、公務上又は通勤により負傷し又は疾病にかかった職員の診療を引き受けるものとし、乙は、これに要する費用(以下「診療費」という。)を支払うものとする。

第2条 指定医療機関が引き受ける診療の範囲は次のとおりとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

第3条 診療を受けようとする職員は、原則として、地方公務員災害補償基金が定める療養の給付請求書を指定医療機関に提示して診療を受けるものとする。

2 指定医療機関は、前項の療養の給付請求書を受理したときは、直ちに乙に送付するものとする。

第4条 診療費の額は、労災診療費算定基準に準じて算定した額とする。

第5条 指定医療機関は、各月分の診療費の請求書をその翌月の10日までに乙に送付するものとする。

2 乙は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査の上、受理日の属する月の翌月の15日までに指定医療機関に支払うものとする。

3 第1項の請求書には、健康保険の例にならい、診療費の請求明細書を添付するものとする。

第6条 指定医療機関は、診療に関する書類でこの契約に基づき作成したものを、その完成の日から5年間保存するものとする。

第7条 この契約の有効期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1月前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、さらに向こう1年間引き続き効力を有するものとし、それ以後の満了の場合も同様とする。

第8条 この契約に定めのない事項又は定める事項につき疑義が生じたときには、その都度甲と乙が協議して定める。

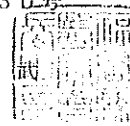
この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成20年12月 1 日

福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号

福岡県医師会

会 長 横 倉 義 武



福岡市博多区東公園7番7号

地方公務員災害補償基金福岡県支部

支 部 長 麻 生 渡

